

## 実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
曾爾村	伊賀見集落	令和3年3月12日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	17.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.6ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・鳥獣被害が多く、対策に要する経費がかかり、収益性もあがらない。
- ・更なる農地集積には新たな担い手確保が必要。
- ・農業者の高齢化が進んでいる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後中心経営体が引き受け意向のある農地については、積極的に集積を進める。  
また中心経営体になりうる担い手育成または他地域から受け入れるなどし、新たな中心経営体による農地の集積も図る。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	萩原茂	施設野菜・水稲	0.9 ha	施設野菜・水稲	0.9 ha	B集落、C集落
認農	田平育雄	施設野菜・水稲	0.7 ha	施設野菜・水稲	0.7 ha	A集落、B集落
認農	山浦康二	施設野菜	0.4 ha	施設野菜	0.4 ha	A集落、B集落
認就	谷紀彦	施設野菜	0.4 ha	施設野菜	1 ha	C集落、D集落
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	4人		2.4 ha		3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理事業の活用  
中心経営体を育成し、地域の農地の集積を推進する。

後継者の育成・新たな担い手の確保  
農業後継者の育成と、中心経営体になりうる新たな担い手を地域内外から確保する取組を進める。

鳥獣被害防止対策の取組  
侵入防止柵の設置等により、被害を未然に防止する取組を進める。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。